

# 令和5年度事業計画書

公益財団法人日本無線協会

# 令和5年度事業計画書

## 第1 方針

### 1 概括

無線従事者資格の指定試験機関としての国家試験事務並びに指定講習機関としての主任無線従事者講習の他、国の認定を受けて無線従事者養成のための養成課程及び認定講習課程並びに船舶局無線従事者証明のための認定新規訓練の各業務を、電波法等関係法令及び関係規程の定めるところにより厳正かつ適切に実施する。

令和5年度の事業計画の策定にあたって、国家試験申請者及び養成講習受講者の見込数の算出については、令和4年度の実績数（4月から11月までの8か月間）と令和3年12月から令和4年3月までの4か月間の令和3年度実績数の合算数を基本に、令和5年度に想定される諸事情を考慮して策定する。また、収支予算書については、令和4年度予算額との比較を基本に策定する。

### 2 国家試験事業

平成24年度から申請者数は減少傾向にあるが、令和5年度についても若干の減少傾向で推移するものと見込まれる。資格別では、第三級海上無線通信士、第一級陸上無線技術士、レーダー級海上特殊無線技士、第二級陸上特殊無線技士及び第三級アマチュア無線技士については、ここ数年の傾向から若干の増加が見込まれるものの、他の資格については、現状で推移、あるいは若干の減少が見込まれる。

また、国家試験の受験機会の拡大その他受験者利便の向上等のため、令和4年度に第二級及び第三級陸上特殊無線技士並びに第三級及び第四級アマチュア無線技士の4資格については、対面方式からCBT（Computer Based Testing）方式による試験執行に移行したが、第二級及び第三級海上特殊無線技士の2資格についても、令和4年度のCBT方式による試験実施を踏まえ、令和5年度からは全国規模での本格実施に移行する。

### 3 養成講習事業

主任無線従事者講習は、令和5年度から本部を除く10支部で実施していた対面方式での講習を廃止し、e-ラーニング方式による講習に移行する。本部については、令和4年度と同様に対面方式での講習も併用実施する。受講者数は若干の増加が見込まれる。

養成課程は、第三級陸上特殊無線技士での競合状態の影響等から、実施回数及び受講者数とも令和4年度に比べ減少が見込まれる。

認定講習、認定新規訓練及び無線従事者フォローアップ研修については、令和4年度事業の内容を概ね踏襲して実施する。

### 4 その他

事業の運営にあたっては、公益財団法人として、定款に従い事業を行うとともに、法令・規程類を遵守し、職員に対する訓練・指導を徹底することにより、事業の確実かつ円滑な執行を確保する。更に各業務の状況に応じた事務処理体制の効率化により経費の見直し等を実施する等、経営の安定化に努めていくとともに、個人情報の保護及びセキュリティの確保に万全を期すこととする。

## 第2 事業計画

### 1 国家試験事業

#### (1) 試験申請者見込数

資格		5年度	4年度	増減	前年度比(%)
総合 無線通信士	一級	260	260	0	100.0
	二級	100	100	0	100.0
	三級	200	230	△30	87.0
	小計	560	590	△30	94.9
海上 無線通信士	一級	50	50	0	100.0
	二級	50	50	0	100.0
	三級	1,050	990	60	106.1
	四級	440	450	△10	97.8
	小計	1,590	1,540	50	103.2
航空無線通信士		3,600	3,720	△120	96.8
陸上 無線技術士	一級	8,340	7,770	570	107.3
	二級	1,040	1,150	△110	90.4
	小計	9,380	8,920	460	105.2
特殊 無線技術士	一海特	520	550	△30	94.5
	二海特*	2,120	2,260	△140	93.8
	三海特*	210	220	△10	95.5
	レ海特	140	110	30	127.3
	航空特	1,670	1,680	△10	99.4
	一陸特	9,110	9,550	△440	95.4
	二陸特*	6,250	6,150	100	101.6
	三陸特*	2,030	2,220	△190	91.4
	国内電	60	70	△10	85.7
	小計	22,110	22,810	△700	96.9
アマチュア 無線技術士	一級	1,790	2,000	△210	89.5
	二級	980	1,070	△90	91.6
	三級*	2,300	2,180	120	105.5
	四級*	2,390	2,500	△110	95.6

資格		5年度	4年度	増減	前年度比(%)
	小計	7,460	7,750	△290	96.3
合計		44,700	45,330	△630	98.6

\*原則、CBT方式による試験執行数(二陸特及び三陸特並びに二海特及び三海特には対面方式による臨時試験執行数も含む。)

## (2) 実施時期及び実施地

### ア 第一級～第三級総合無線通信士及び第一級～第三級海上無線通信士

事務所所在地(11都市)において、9月期及び3月期に実施(長野市、金沢市及び松山市では第三級海上無線通信士のみ実施)する。

### イ 第四級海上無線通信士及び航空無線通信士

事務所所在地(11都市)において、8月期及び2月期に実施する。(他の都市での第二試験場の設置については、その必要性等を十分に踏まえ決定)

### ウ 第一級及び第二級陸上無線技術士

事務所所在地(11都市)において、7月期及び1月期に実施する他、三豊市、舞鶴市(第二級陸上無線技術士のみ実施)及び福岡市(7月期のみ実施)に第二試験場を設置して実施する。(他の都市での第二試験場の設置については、その必要性等を十分に踏まえ決定)

### エ 特殊無線技士

事務所所在地(11都市)において、6月期、10月期及び2月期に実施する。(他の都市での第二試験場の設置については、その必要性等を十分に踏まえ決定)

臨時試験については、学校等からの要望に応じて可能な限り実施する。

また、第二級及び第三級陸上特殊無線技士並びに第二級及び第三級海上特殊無線技士については受験機会の拡大や受験者の利便性の向上を図るため、全国規模でのCBT方式による試験を通年で実施する。

### オ 第一級及び第二級アマチュア無線技士

事務所所在地(11都市)において、4月期、8月期及び12月期の土・日曜日に実施する。

### カ 第三級及び第四級アマチュア無線技士

受験機会の拡大や受験者の利便性の向上を図るため、全国規模でのCBT方式による試験を通年で実施する。

## 2 講習事業

### (1) 主任無線従事者講習

これまで2回目以降の受講者に限定していたeラーニングによる随時受講型講習について、初回受講者も対象として拡大するとともに、東京(本部)において、5月期、8月期、11月期及び2月期の年4回、対面による講習を実施する。eラーニング講習の対象

拡大に伴い、各支部事務所所在地（10 都市）において実施していた対面による講習は廃止する。受講者数は、令和 4 年度と比べ増加が見込まれる。

## （2）養成課程

公募養成課程については、コロナ禍においても可能な限り受講希望者の要望に応じられるよう、実施回数を増やす等の措置を講ずる。

受託養成課程については、講習日程等の調整を適切に実施する等、可能な限り依頼団体の要望に応えるとともに、講習の実施にあたっては、これら団体と協力し、講習会場における新型コロナウイルス感染症対策を適切に実施する。

外国人船員を対象とする第三級海上無線通信士及び第一級海上特殊無線技士の養成課程について、講習は e-ラーニングによる随時受講型授業を継続して実施するとともに、修了試験は新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて、現地での職員派遣による集合形式又はリモートによる修了試験を組み合わせる実施することとし、フィリピン、インド及びブルガリア等において当該方式による実施が見込まれる。

全体の受講者数は、全体の 7 割弱を占める第三級陸上特殊無線技士における他社との競争状態が一層厳しさを増すことから減少が見込まれる。なお、航空通については、航空会社等からの外国人パイロットを対象とした受託養成課程の需要の回復が遅れていることから受講者数の大幅な減少が見込まれる。

養成課程受講見込数

資格	5 年度		4 年度		増減		前年度比(%)		
	件数	受講者数	件数	受講者数	件数	受講者数	件数	受講者数	
三海通	8	242	8	231	0	11	100.0	104.8	
四海通	3	56	3	52	0	4	100.0	107.7	
航空通	4	24	4	85	0	△61	100.0	28.2	
特殊無線技士	一海特	25	607	25	719	0	△112	100.0	84.4
	二海特	71	1,944	71	2,055	0	△111	100.0	94.6
	三海特	18	336	18	439	0	△103	100.0	76.5
	航空特	26	752	26	714	0	38	100.0	105.3
	一陸特	18	570	20	581	△2	△11	90.0	98.1
	二陸特	88	2,946	88	2,788	0	158	100.0	105.7
	三陸特	449	13,947	451	14,611	△2	△664	99.6	95.5
	小計	695	21,102	699	21,907	△4	△805	99.4	96.3
合計	710	21,424	714	22,275	△4	△851	99.4	96.2	

### (3) 認定講習課程

第三級海上無線通信士課程（第一級海上特殊無線技士又は第二級総合無線通信士の有資格者であって3年以上の経歴等を有する者）を3回、東京（本部）で実施する。

### (4) 認定新規訓練

日本人船員を対象とした認定新規訓練を、6月期、9月期、12月期及び2月期の年4回、東京（本部）で実施する。

また、外国人船員を対象とした認定新規訓練については、海外で実施する第三級海上無線通信士等の養成課程修了者が受講できるよう、当該養成課程終了後に現地への職員派遣又はリモートによる集合形式で実施する。

### (5) 無線従事者フォローアップ研修

令和元年度に開催された総務省の電波有効利用成長戦略懇談会フォローアップ会合における「ワイヤレスIoT人材の育成」についての提言を踏まえ、令和2年12月に無線従事者規則の一部が改正され、無線従事者資格を有する者に対してIoT人材としての最新の知識を習得するための努力義務が課されることとなったことから、協会では令和3年度に当該有資格者が継続的にスキルアップできる研修体制を構築したところであり、令和4年度から研修を開始し、令和5年度についても令和4年度の事業内容を踏襲し、主に電気通信事業や放送事業等に携わる有資格者を対象として、無線通信技術や制度等に関する最新情報や知識とともに、関連する有線ネットワークやセキュリティ等も含めた研修を実施する。

## 3 周知広報

関係団体、学校等に配布するポスターやリーフレット等を制作し周知徹底を図るとともに、受験者・受講者等に情報が迅速に提供できるよう協会ホームページの積極的な活用を図る。

## 4 事業運営の改善等

国家試験及び養成課程の申請者数・受講者数は、長期的に減少傾向にあり、事業活動収入も減少傾向にあることから、各事業の改善すべき課題、経費の削減など幅広く検討の上、令和5年度は次の改善に取り組む。

### (1) 試験執行に関する効率化

令和4年度までに、試験申請・試験手数料支払い等手続については、デジタル化や一部資格にCBT方式の試験の導入等、大幅なデジタル化を行い業務の効率化と受験者の利便性の向上を実現してきたところであるが、セキュリティや運用体制等システムの信頼性・安定性の向上のほか、運用操作方法の改善や操作に関する説明等について引き続き改善を進める。

## (2) 資格による申請者増減への対策

試験の需要が今後とも見込まれる資格については、CBT方式や臨時試験の開催場所等を追加できるよう進める一方、申請者が少ない資格について、試験場所の整理統合を進めてきており、令和5年度から、同一時期に実施する第一級・第二級・第三級総合無線通信士及び第一級・第二級・第三級海上無線通信士試験について、松山市(四国支部)での試験を第三級海上無線通信士試験のみとし、他の試験については執行を中止する。(長野市(信越支部)及び金沢市(北陸支部)では従前から実施中)

## (3) 公募養成課程のインターネット受付

公募養成課程の受講申込について、インターネットによる受付を開始するとともに、業務効率化のため決済機能を含む申込システムを導入し、受講者の利便性向上を図る。

## 5 個人情報の保護等

ア 試験・講習事務を処理する情報システムは、外部インターネット網と完全に分離することで、外部からの攻撃に対して防御し、また、外部への個人情報保護の流出を完全に遮断しており、同システムによる処理の安定運用を図る。

イ 個人情報の保護及びセキュリティの確保については、これまでも常勤職員の他、本部の非常勤講師を対象とした研修会を開催しているが、引き続き、研修会等を通じて個人情報の保護等に対する意識の徹底を図る。

## 6 情報公開

定款、事業計画書、収支予算書、事業報告書、貸借対照表等の書類並びに国家試験の合格基準、国家試験手数料及び講習料等の情報については、引き続きホームページにおいて公開する。